

傍 聴 要 領

令和3年度

みえ県民交流センター指定管理者選定委員会

- 1 傍聴する場合の手続き
 - (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
 - (2) 傍聴者の受付は開会30分前から先着順で行い、定員になり次第終了します。
 - (3) 傍聴者の定員は10名とします。
 - (4) 傍聴者には、当日使用する資料を配布します。

- 2 会場の秩序の維持
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
 - (2) 傍聴者が、3の事項に違反したときはこれを注意し、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

- 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項
傍聴者は、三重県指針等に基づき必要な感染症対策を行うとともに次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
 - (3) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。
 - (4) 会場において、委員長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
 - (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。